

# 平成25年度事業計画書

本協会は、協会の目的である地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るため市町村振興宝くじ収益金等を活用し、市町村に対する低利な貸付事業を始めとする市町村支援事業を行い住民福祉の増進に寄与するため、定款第4条に規定する公益目的事業を次のとおり実施する。

## 1 貸付事業【予算額 5,000,000千円】（定款第4条第1項第1号）

### (1) 長期貸付事業

#### ア 貸付対象事業

- ① 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施整備事業

\* ただし、平成25年度に神奈川県知事に地方債の届出をしたもの、同意又は許可を得たものに限る。

#### イ 貸付利率

##### ① 通常利率

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率から0.5を減じた率とする。ただし、その率が0.1%を下回ることとなるときは、0.1%とする。

##### ② 特別利率

貸付対象事業のうち、「緊急を要する防災対策事業」及びエネルギーの節減につながる「エコ事業（照明設備のLED化等）」については、市にあっては1億円、町村にあっては5千万円を限度に平成25年度債から27年度債の利率を通常利率の2分の1とする。

#### ウ 貸付最低保障枠

市町村への貸付総額は、50億円とする。また、1市町村当たりの貸付最低保障枠を市にあっては2億2千万円、町村にあっては1億1千万円とする。ただし、特別利率による1市町村当たりの貸付額を含む。

#### エ 貸付日

平成25年度の地方債に係る貸付けは、当該年度の3月24日及び翌年度の5月24日とする。ただし、平成24年度の貸付対象事業のうち平成25年度に繰越した事業については、平成25年度中の毎月24日とする。

オ 貸付の条件等

区分	償還期間	償還方法
25年	25年以内（据置期間3年以内）	半年賦元利均等償還
20年	20年以内（据置期間3年以内）	半年賦元利均等償還
15年	15年以内（据置期間3年以内）	半年賦元金均等償還
10年	10年以内（据置期間2年以内）	半年賦元金均等償還
5年	5年以内（据置期間1年以内）	半年賦元金均等償還

(2) 短期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 被災時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 他の市町村（県内外）に対して行う災害支援事業等

イ 貸付条件及び貸付額

- ① 貸付期間は、貸付同一年度内
- ② 償還方法は、元利とも一括償還
- ③ 貸付利率及び貸付額は、その都度決定する。

**2 交付事業【予算額 776,315千円】（定款第4条第1項第2号）**

市町村交付金（オータムジャンボ宝くじの収益金等による交付金）と市町村振興特別交付金（市町村振興宝くじ交付金基金の運用益を活用した交付金。平成25年度 1億8千万円 平成24年度 2億円）は、交付の目的、配分方法が同じであるため、平成25年度から統合して配分することとする。

各市町村への配分は、交付総額の40%を均等割り及び市町村の人口数に応じて配分する人口割りとし、残りの20%を均霑割とする。

**3 助成事業【予算額 234,472千円】（定款第4条第1項第3号）**

(1) 市町村広域行政助成事業【予算額 120,000千円】

複数の市町村が連携して行う地域住民へのサービスの向上のためのイベントの実施、広域的に連携して行う地域活性化のための取組みに対して次のとおり助成する。

項目	助成額等
1 市町村当たりの助成限度額 (単年度ごと)	500万円
助成期間	最長5年間 (ただし、天災等やむを得ない事情により事業の実施ができなかったものと理事長が認めたものについては、1年の延長が可能)

(2) 地震防災広域連携促進臨時特別助成事業【予算額 30,000千円】

大規模地震発生時において他の市町村からの支援が不可欠とされる中、県内外の複数の市町村が連携して大規模地震に備えた広域防災体制の充実強化を図ろうとする事業に対して次のとおり助成する。(ただし、県外の市町村との連携事業については、本県市町村の相応分を対象とする。)

項目	助成額等
1 市町村当たりの助成限度額 (単年度ごと)	300万円
助成期間	平成25年度から平成27年度

(3) 市町村法制事務支援事業【予算額 9,859千円】

市町村が法制事務に関する業務について外部機関に委託等を行う場合に次のとおり助成する。

助成内容	助成額等
① 条例等の制定に関する法制事務支援  市町村が、条例、規則等の制定に関する法制事務を外部機関に委託を行った場合	3年度間を限度に、単年度ごとに委託経費の3分の2以内で上限100万円を助成
② 法制事務支援サービスの利用に係る法制事務支援  外部機関が設置しているデータベースシステム等を利用したインターネットサイト上での法令情報の提供、法制執務相談及び法令の改廃に伴う条例等の整備等に関する支援サービスを利用する場合	5年度間を限度に、外部機関とのデータベースシステム利用料等の支援サービス委託契約等経費の3分の2以内で100万円を限度とする。 ただし、インターネット利用料、通信料及び支援サービスの提供を受ける際に必要となる機器等の整備等の経費は除く。

(4) **宝くじ広報掲載料交付事業【予算額 8,063千円】**

市町村が発行する広報紙に、一定の期間内に、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの販売促進のための広報を掲載した場合に、1掲載につき8万円を助成する。ただし、各宝くじとも2掲載までを助成対象とする。

(5) **消防広域応援助成事業【予算額 1,000千円】**

神奈川県内で発生した災害等に際して広域的な救助活動等について助成する。

(6) **市町村関係団体への助成事業【予算額 65,550千円】**

ア 市町村関係団体共同事業交付金【予算額 19,200千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための情報発信等の事業に対して助成する。

イ 市町村関係団体交付金【予算額 12,850千円】

市町村関係団体が市町村の振興と発展に資するために実施する研修及び調査研究事業について助成する。

ウ 市町村関係団体特定事業助成【予算額 3,500千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための特定事業に対して助成する。

エ 公益財団法人移行出損団体特別交付金(仮称)【予算額 30,000千円】

当協会が公益財団法人に移行したことを契機に、神奈川県内の市町村が共同して取り組むことが求められている事業の財源として神奈川県市長会及び神奈川県町村会に助成する。

**4 市町村職員研修事業【予算額 68,257千円】(定款第4条第1項4号)**

市町村職員等の資質の向上と能力の開発を図るために必要な研修を次のとおり実施する。

(1) **合同研修講座【予算額 27,370千円】**

次の研修を合同で実施する。

- ア 基本研修
- イ 講師養成研修
- ウ 専門実務研修
- エ 共同研修
- オ 情報研修

**(2) 調査研究【予算額 21,096千円】**

- ア 政策形成実践研究（特定行政課題調査研究を名称変更）
- イ 課題テーマ別調査研究（国外）
  - テーマ1 災害に対する危機管理の取組み
  - テーマ2 地域ブランド化の取組み
- ウ 課題テーマ別調査研究（国内）
  - 課題テーマ 大規模災害における自治体のあり方

**(3) 研修助成事業【予算額 10,988千円】**

- ア 地域別研修の実施経費の助成【予算額 4,000千円】

複数の市町村が共同で研修事業を実施する場合の経費について、1助成対象団体に対して総額50万円を限度に助成する。
- イ 市町村中央研修所等の受講経費の助成【予算額 5,000千円】

市町村の職員が市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所の研修を受講する際の受講経費の10分の8を助成する。
- ウ 国内先進地域調査研究の助成【予算額 1,350千円】

複数の市町村の職員で構成するグループが、国内の先進地域の調査研究を行う場合に、1人につき7万円を限度に助成する。
- エ 自主研究グループの研究経費の助成【予算額 638千円】

平成25年度からは廃止とするが、経過措置として平成24年度までに助成の対象となった研究グループに対して助成期間が満了するまでの間、助成するものとする。

**(4) 市町村自治啓発セミナー【予算額 1,423千円】**

市町村職員の意識の向上を図るとともに、広く地域住民に対して地方自治の仕組み、市町村の役割、現状と課題等について理解を深め、地方自治の発展に資するセミナーを開催する。

**(5) 研修施設の管理【予算額 7,380千円】**

市町村職員等が受講しやすい研修環境等を維持するため研修施設を管理する。

**5 情報提供事業【予算額 818千円】（定款第4条第1項第5号）**

ホームページを活用してタイムリーな情報を提供するとともに電子会議室を設け、情報交換が可能な環境を作る。

**6 施設管理運営事業【予算額 40,967千円】（定款第4条第1項第6号）**

**（1） 神奈川自治会館の賃貸事業**

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村及び市町村関係団体に対して会議室等の一時貸出等を行う。

**（2） 防災備蓄物資の確保**

研修受講市町村職員及び帰宅困難者のために防災備蓄物資を、神奈川自治会館及び研修施設に確保する。

**（3） 自治会館の改修工事**

協会が所有する神奈川自治会館の専用部分について老朽化等によりリニューアル工事を実施する。

# 平成25年度研修事業体系

